

平成27年度 関東女子倶楽部対抗東京会場予選競技 組合わせ及びスタート時間表

(参加者 12倶楽部 ・ 60名)

期日：6月8日(月)

場所：東京よみうりカントリークラブ

(18ホール・ストロークプレー)

関東ゴルフ連盟

1番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
1	8:00	安彦 真佐子	東京五日市	高橋 依巳	GMG八王子	菊地 眞澄	多摩	瀬野 ちどり	桜ヶ丘
2	8:09	渡部 寛美	東京よみうり	小林 道子	青梅	木村 明美	東京国際	矢島 ひろみ	府中
3	8:18	松下 由美子	桜ヶ丘	大村 恵子	東京国際	河野 多恵子	GMG八王子	飯島 和子	東京よみうり
4	8:27	宮澤 由紀子	立川国際	遠藤 節子	八王子	石川 一江	東京五日市	福田 光子	相武
5	8:36	橋本 裕美子	多摩	田澤 あつ美	武蔵野	丸山 隆子	東京よみうり	大貫 啓子	府中
6	8:45	小林 康子	武蔵野	金井 佳代	青梅	高崎 陽子	多摩	杉本 てい子	相武
7	8:54	渡邊 美樹子	GMG八王子	埋忠 範子	武蔵野	足立 卷子	東京国際	来住野 典子	東京五日市
8	9:03	繁野 京子	桜ヶ丘	江川 夏枝	立川国際	宮本 淳愛	八王子	大木 君江	青梅

10番よりスタート

組	時間	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部	氏名	倶楽部
9	8:03	上平 陽子	八王子	秋田 のぶ子	武蔵野	伊藤 早苗	相武	岸野 光枝	立川国際
10	8:12	伊原 節子	多摩	清水 かおり	八王子	松本 洋子	東京五日市	浅見 玉江	相武
11	8:21	土方 紀子	武蔵野	小口 良子	立川国際	松島 君子	青梅	中西 徳子	府中
12	8:30	番場 とし子	GMG八王子	大越 景子	青梅	朝倉 美和子	桜ヶ丘	竹内 律子	東京国際
13	8:39	金森 道代	東京五日市	山口 和江	八王子	三好 枝理可	東京よみうり	三浦 美礼	GMG八王子
14	8:48	両角 晶子	府中	牧野 徳子	桜ヶ丘	上條 貴美子	立川国際	木下 昭子	東京国際
15	8:57	春原 恵子	相武	中島 優子	府中	伊藤 彩子	多摩	松浦 昭子	東京よみうり

競技委員長 岩田淳子

平成 27 年度 関東女子倶楽部対抗東京会場予選競技

開催日 : 6 月 8 日(月)

開催コース : 東京よみうりカントリークラブ

本競技は日本ゴルフ協会発行のゴルフ規則とこのローカルルールと競技の条件を適用する。

本書に記載の無い事項や追加変更がある場合は競技規定やプレーヤーへの通知文書、または競技会場での掲示物に掲載されるので必ず参照すること。

ゴルフ規則によって別に定められている場合や本書に罰が記載されている場合を除き、このローカルルールと競技の条件の違反の罰は、「2 打」とする。

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則 27-1)

アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。

2. ウォーターハザード、ラテラル・ウォーターハザード(規則 26-1)

ウォーターハザードは黄杭または黄線、ラテラル・ウォーターハザードは赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。

3. 修理地(規則 25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし、次のものを含む。

(a) パッティンググリーンの前後のペイントマークを含み、スルーザグリーンの芝草を短く刈った区域にあるヤーデージマーキングペイント(スタンスへの障害は除く)。

4. 動かさない障害物(規則 24-2)

(a) 排水溝

(b) 人工の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)

(c) 動かさない障害物と白線でつながれている区域(その動かさない障害物の一部とみなす)

5. コースと不可分の部分

樹木やその他の恒久的な物件に巻きつけたり、密着させてあるもの。

6. 電磁誘導カート用の 2 本のレール

電磁誘導カート用の 2 本のレールは、全幅をもってプレー禁止の修理地とする。ただし、スタンスのみが障害となる場合は、そのままプレーすることもできる。

7. 高圧送電線

14 番、16 番及び 17 番ホールにおいて、球が高圧送電線に当たった場合は、そのストロークを取り消し、ゴルフ規則 20-5 にしたがって罰なしに再プレーしなければならない。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。

距離表

Hole No.	1	2	3	4	5	6	7	8	9	OUT
Yards	341	160	354	467	323	479	331	171	342	2968
Par	4	3	4	5	4	5	4	3	4	36

10	11	12	13	14	15	16	17	18	IN	TOTAL
384	463	388	412	324	157	360	473	189	3150	6118
4	5	4	4	4	3	4	5	3	36	72

競技の条件

1. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた参加資格を満たさなければならない。

2. 委員会の裁定

委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用クラブの規格

『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則 I(C)1a』を適用する(ゴルフ規則 174 ページ参照)。

4. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則 I(C)1b』を適用する(ゴルフ規則 175 ページ参照)。

5. プレーの中断と再開

(1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレー中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間にいたときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1 ホールのプレーの途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならない。その後、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、規則 33-7 に決められているような罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**となる。

険悪な状況による中断中は、委員会がオープンと宣言するまで、すべての練習施設はクローズとなる。クローズとなった練習施設で練習しているプレーヤーは練習を止めるように要請される。その要請に従わなかった場合、参加を取消しとすることがある。

(3) プレーの中断と再開の合図について

通常のプレー中断 : カート無線により通報する。

険悪な気象状況による即時中断 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

プレーの再開 : 1 回の長いサイレンを鳴らして通報する。

と同時に、本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。

6. 練習

ホールとホールの間での練習を禁止する(規則 7-2 注 2)『付属規則 I(C)5b』(ゴルフ規則 179 ページ参照)。

7. 移動

『付属規則 I(C)8 移動』を適用する(ゴルフ規則 181 ページ参照)。

ただし、7 番から 8 番ホール、14 番ホール、16 番から 17 番ホール及び 18 番からクラブハウス(1 番ホール)にあるスカイレーターの使用は可とする。

8. キャディー(規則 6-4 注)

正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。この条件の違反の罰は『付属規則 I(C)2』を適用する(ゴルフ規則 177 ページ参照)。

9. 競技終了時点

競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

注意事項

1. パッティンググリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
2. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則 25-3 に基づいて救済を受けなければならない。
3. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場にふさわしくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
4. 打放し練習場においては備付けの球を使用し、スタート前の練習は 1 倶楽部 6 箱(144 球)を限度とする。

競技委員長 岩田淳子